

上松町地域防災計画の修正要旨

1 上松町地域防災計画の修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第42条)

また、地域防災計画の作成及び修正は市町村防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第16条)

2 修正概要

防災基本計画の改訂が概ね一年に一度行われ、国の方針を反映し県の地域防災計画が同年度内に改訂される流れになる。本計画の改訂にあたり、国の防災基本計画と県の地域防災計画の最新状況を反映する必要がある。

現行の計画は、平成29年度に改訂された。以降、令和5年2月修正の県地域防災計画改訂までの国と県の計画改訂を反映させ、新たに修正し、記載する項目が多い。改訂事項の中心となる「見直しのポイント」は、以下のとおりである。

ア 災害対策基本法及び防災基本計画の改正を踏まえた修正

- ① 避難勧告・避難指示の一本化等
- ② 個別避難計画の作成
- ③ 広域避難に関する事項
- ④ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
- ⑤ 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難指示の発令基準の設定

イ 「南海トラフ巨大地震」に関する章の追加

- ⑥ 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合の対応
※現行の計画では、東海地震関連も記載が少ないため、併せて新設する

ウ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ⑦ 避難所における感染症対策
- ⑧ パーティション等の備蓄の推進

エ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ⑨ 河川・気象情報の提供の充実
- ⑩ 事前防災への取組や複合災害への対応の推進
- ⑪ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進
- ⑫ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

オ 本町独自の体制の変更

- ⑬ 災害対策本部体制・職員参集基準の修正

本計画の見直しに当たっては、災害対策基本法をはじめとする各種法令の改正並びに防災基本計画及び長野県地域防災計画との整合を図りつつ、P4、5に記載の防災基本計画及び長野県地域防災計画の最近の改訂内容の中でも特に重要な事項を中心に計画の修正を行っている。

3 修正事項

現行の計画は、『風水害対策編／震災対策編／その他災害対策編』と発生災害種別で分けており、県と同じ形態であることによる今後の改訂のしやすさ等の利点から今回の改訂でも踏襲した。その上で、「南海トラフ地震臨時情報の運用」等の新たに必要な項目を追加している。

改訂後の目次		H29(改訂版)からの修正箇所及び内容
序編		
第1章	地域防災計画の目的及び構成	新設
第2章	防災ビジョン	新設
風水害対策編		
第1章	総則	第5節 防災ビジョン を序編に移動
第2章	災害予防計画	第24節 防災都市計画 を削除 第28節 ため池災害予防計画 を削除
第3章	災害応急対策計画	第33節 ため池災害応急活動 を削除
第4章	災害復旧計画	第7節 被災した観光地の復興 を追加
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">  風水害対策編と震災対策編の 順番の入れ替え </div>		
震災対策編		
第1章	総則	第6節 防災ビジョン を序編に移動
第2章	災害予防計画	第23節 防災都市計画 を削除 第27節 ため池災害予防計画 を削除
第3章	災害応急対策計画	第32節 ため池災害応急活動 を削除
第4章	災害復旧計画	第7節 被災した観光地の復興 を追加
第5章	東海地震に関する事前対策活動	全15節 を新設
第6章	南海トラフ地震臨時情報の運用 (南海トラフ地震防災対策推進計画)	全11節 を新設
原子力災害対策編		
第1章	総則	変更なし
第2章	災害に対する備え	全6節 を統合
第3章	災害応急対策計画	第7節 緊急輸送活動 を追加
第4章	災害からの復旧・復興	全2節 を統合
第5章	核燃料物質等輸送事故災害への対応	全3節 を統合
火山災害対策編		
第1章	総則	全4節 を追加
第2章	災害予防計画	全37節 を追加
第3章	災害応急対策計画	全38節 を追加
第4章	災害復旧計画	全7節 を新設
第5章	継続災害への対応方針	全3節 を新設



その他災害対策編から
火山災害対策編を別記

その他災害対策編	
雪害対策編	変更なし
航空災害対策編	変更なし
道路災害対策編	第1章第1節 道路交通の安全のための情報の充実を追加
鉄道災害対策編	第1章第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実を追加 第2章第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保を追加
危険物等災害対策編	変更なし
大規模な火事災害対策編	変更なし
林野火災対策編	変更なし
別紙 各計画担当一覧	新設

4 その他

今回の修正要旨の公表については、本編の修正を公表するものとし、資料編については省略する。